

平成 29 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 29 年 10 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 低入札価格調査に係る調査基準価格の変更

調査基準価格及び失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。（ < > は変更前 ）

区分	調査基準価格	失格基準価格 (変更なし)
直接工事費	設計金額の 97% < 設計金額の 95% >	設計金額の 85%
共通仮設費	設計金額の 90%	設計金額の 80%
現場管理費	設計金額の 90%	設計金額の 80%
一般管理費等	設計金額の 55%	設計金額の 55%
判定方法	上記項目の合計額で判定	上記項目の合計額で判定

(項目ごとの算出金額は 1 円未満切り捨て、合計額は 1 万円未満切り捨て)

調査基準価格が予定価格の 90% を超える場合は予定価格の 90%、予定価格の 70% に満たない場合は予定価格の 70% とします。

失格基準価格が予定価格の 85% を超える場合は予定価格の 85% とします。

2 契約金額の変更を伴わない工期延長に係る契約保証証書の取扱い

契約金額の変更を伴わず工期のみを延長する変更契約について、従来、保証期間を延長した変更保証証書の提出を求めていましたが、東日本建設業保証(株)長野支店との契約保証に限り、変更保証証書の提出を求めないこととします。

ただし、金額の増減を伴う変更契約及び東日本建設業保証(株)長野支店以外の金融機関等との契約保証については、従来どおり変更保証証書の提出を求めます。

なお、変更保証証書の提出を求めない変更契約であっても、受注者においては、従来どおり保証会社と保証内容の変更手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。